

# 南スーダン 陸自弔慰金9000万円に増 駆け付け警護1日8000円

防衛省は南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に参加する陸上自衛隊の部隊に対し、任務中に隊員が死亡した場合などに支払う「賞恤金（弔慰金）」の限度額を、現行の6千万円から9千万円に増額する方針を固めた。安全保障関連法で可能になった新任

務「駆け付け警護」を遂行した隊員には日額8千円の手当を支給する方向で調整している。政府関係者が3日明らかにした。賞恤金は過去のイラク派遣と同額になる。政府は駆け付け警護に関し「自衛隊員のリスクを低減させる」との見解を示している

ものの、金銭面での充実を図る必要があると判断した。手当の支給については近く閣議決定し、弔慰金に関しては訓令を改正する。弔慰金が9千万円に引き上げられた場合、イラク派遣の他、海上自衛隊によるソマリ沖の海賊対策、福島第1原

発事故の対応に当たった場合と同じになる。

手当に関しては、道路整備などを行ったため南スーダンに派遣されている隊員に現在「国際平和協力手当」として、1日1万6千円支給されている。駆け付け警護を行った場合の支給額は、計2万4千円になる。

駆け付け警護などの新任務に対応する陸上自衛隊11次隊の先発隊は11月に現地入りし、主力部隊の第1陣も同月30日に日本を出発した。部隊は総勢約350人で、派遣中の10次隊から指揮権が移る今月12日以降、新任務の運用が可能になる。